主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人渡邊俶治、同松浦陞次の上告趣意は、公職選挙法一四八条二項かっこ書の 規定が憲法二一条に違反する旨主張するが、右規定は、選挙運動の期間中及び選挙 の当日という特定の時期に限り、無償という特定の態様に限って、新聞紙又は雑誌 の頒布方法を規制したものであって、このような規制が憲法二一条に違反するもの でないことは、当裁判所の判例(昭和二九年(あ)第七八七号同三〇年二月一六日 大法廷判決・刑集九巻二号三〇五頁)の趣旨に徴して明らかであるから、所論は理 由がない。

また、同上告趣意のうち、その余の部分は、憲法違反及び判例違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反の主張であって、適法な上告理由に当たらない。

よって、刑訴法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

平成元年一一月九日

最高裁判所第一小法廷

		誠	堀		大	裁判長裁判官
郎	次	禮	田		角	裁判官
夫		恒	内		大	裁判官
郎		哲	藤		佐	裁判官
巖			谷	ツ	四	裁判官